

くりのみ保育園におけるコドモンカメラマン派遣に係る対応の経過等について

1 事案の概要

令和 8 年度のコドモンシステムにおけるカメラマン派遣利用について、くりのみ保育園父母の会から利用希望の連絡があったにもかかわらず、システム運営会社（コドモン社）への手配・確認作業が遅れたことにより、5 月 1 日の派遣が不可となりました。その結果、保護者側のカメラマンの自主手配への切り替えに伴う、令和 8 年度のカメラマン派遣の利用辞退を招くこととなりました。

本件に関する経緯と、今後の再発防止策を以下のとおり報告いたします。

2 対応の経過

日	経過
R8. 3 月 14 日（土）	くりのみ保育園の父母の会（役員会）に対し、コドモンシステムのカメラマン派遣に関する説明を行い、利用を希望する場合、3 月末までに回答いただくよう父母会長に依頼を行った。
R8. 3 月 31 日（火）	くりのみ保育園父母会長より、令和 8 年度、コドモンシステムのカメラマン派遣を利用する旨のメールを受領。
R8. 4 月 1 日（水）	保育課より、コドモンシステムの契約窓口である事業者に対し、令和 8 年度のシステム利用（カメラマン派遣含む）に関する打ち合わせを打診し、打ち合わせ日時が 4 月 13 日（月）となる。
R8. 4 月 13 日（月）	市、コドモン社、契約窓口の事業者との三者打ち合わせを実施。保育課より、くりのみ保育園でのカメラマン派遣希望日程を伝達。コドモン社より、5 月の派遣は実施まで 30 日を切っているため対応不可との回答を受領。保育課よりコドモン社へ、5 月以外の派遣については予定どおり申し込む旨を伝達。同日、保育課担当職員からくりのみ保育園職員へ、5 月 1 日の派遣が対応不可となった旨を連絡。
R8. 4 月 16 日（木） ～4 月 17 日（金）	くりのみ保育園長から、くりのみ保育園父母の会の写真担当の方へ 5 月 1 日のカメラマン派遣ができなくなった旨を伝達。
R8. 4 月 27 日（月）	くりのみ保育園の保護者 4 名が来庁。5 月 1 日のカメラマン派遣が利用できなくなった経過について説明を求められたため、上記経過をとりまとめ、メールにて父母の会の担当者へ送付。 同日、保育課よりコドモン社へ 9 月以降の派遣日程の確定状況を確認（4 月 30 日に確定している旨の回答を受領）

R8. 4 月 28 日（火）	保育課よりメールにて、父母の会の担当者に、5 月 1 日の行事写真撮影を保育課職員が代替対応する旨を提案。
R8. 4 月 30 日（木）	父母の会の担当の方より、5 月 1 日の撮影は父母の会側でカメラマンを手配したため、保育課による代替撮影は不要である旨の連絡を受領。
R8. 5 月 21 日	保育課より父母の会の担当の方へ、残る 1 回分の撮影について、7 月実施予定のデイキャンプの日程でコドモン社へ申し込みを行っている旨を連絡。
R8. 5 月 27 日	父母の会の担当の方より、「保護者にて業者を探し、求める条件に合うところを見つけたため、コドモン社によるカメラマン派遣は不要となった。今後も利用予定はないため、予約のキャンセルをお願いしたい」とのメールを受領。これに伴い、コドモン社への派遣要請（7 月分含む）をすべてキャンセル。

3 発生の原因

(1) 申請期限（規約）の認識不足

カメラマン派遣の申請は「実施 30 日前まで」と規定されていたが、新年度の契約打ち合わせの段階まで具体的な期限の確認を行っていなかった。

(2) 新年度の手続き着時期の遅れ

期限の確認を行っていなかったため、3 月末に利用希望を把握し、新年度（4 月 1 日以降）の打ち合わせ設定や関係各所への連絡・調整を行った結果として、30 日前の期限を経過した。

(3) 事象発生後の迅速な連絡・情報共有の不足

4 月 13 日のコドモン社と保育課の打ち合わせにおいて、5 月 1 日の派遣が対応不可と発覚した際、それまでやり取りを行っていた父母会長ではなく、くりのみ保育園職員を介して父母会への連絡を取った結果、当該事案の情報共有が遅れた。

4 再発防止策

(1) 各種申請における期限管理の徹底

各種手続きの申込期限（規約）を改めて課内で把握・周知し、スケジュール管理を徹底します。また、手続きの漏れや遅れを防ぐため、複数職員で進捗状況を定期的に確認し合います。

(2) 適切な担当者への迅速な報告・情報共有の徹底

申請遅れなどの不測の事態や問題が発生した（あるいはその懸念が生じた）場合は、事象を速やかに把握し、適切な担当者へ即座に報告・連絡を行うことで、迅速な情報共有と初期対応を徹底します。